

## 特定地域づくり事業協同組合の財産的基礎に関する判断基準

(令和3年4月28日制定)

(令和5年3月27日改定)

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第3条第3項第3号の基準「特定地域づくり事業を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的基礎」のうち、財産的基礎に関する判断基準について、次のとおりとする。

派遣労働者数	基準資産額	現金・預金の額 (※基準資産額の内数)
1～3人	220万円	170万円
4人	290万円	230万円
5人	360万円	290万円
6人	430万円	350万円
7人	500万円	400万円
8人	580万円	460万円
9人	650万円	520万円
10人	720万円	580万円
11人以上	1人あたり72万円加算	1人あたり57万円加算

(10万円未満は四捨五入)

※派遣労働者数とは事業計画上において派遣労働者として雇用することが見込まれる人数をいう。

※今後の社会経済情勢の変化や制度の運用状況等により、本基準を見直す場合がある。

(「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律ガイドライン」(令和3年6月 総務省地域振興室) P50～51)